

山口地方裁判所委員会（第22回）議事概要

- 1 日時 平成26年1月28日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 山口地方裁判所大会議室
- 3 出席者

(1) 山口地方裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

石塚 隆雄（山口地方検察庁次席検事）

佐々木直美（山口県立大学看護栄養学部准教授）

竹田 隆（山口地方裁判所長）

田中 俊彦（山口県消費生活センター所長）

中山 修身（弁護士）

矢次 巧（山口商工会議所総務部長）

山根 由彦（山口市市民安全部長）

山元 浩（弁護士）

湯木 和則（日本放送協会山口放送局放送部長）

豊 嘉哲（山口大学経済学部教授）

(2) オブザーバー

簡易裁判所裁判官，民事首席書記官

(3) 説明者

民事次席書記官

(4) 事務担当者

事務局長，総務課長，総務課課長補佐，庶務係長

4 議事の概要

(1) 委員長挨拶

(2) 新任委員自己紹介

(3) 報告「第21回山口地方裁判所委員会での御意見を踏まえた取組について」
（総務課長）

(4) 議題「民事調停制度について」

ア 民事調停手続の概要について（民事次席書記官による基調説明）

イ 模擬調停

ウ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマについて

「刑事裁判における被害者参加制度について」をテーマに意見交換を行うことになった。

(6) 次回開催日の決定

平成26年7月11日（金）午後3時

(別紙)

「民事調停制度について」に関する意見交換の要旨

(発言者： 委員， 説明者， オブザーバー)

今回の模擬調停のようなケースだと、調停は一日で終わるのか。

調停では、時間を掛けて当事者双方から話を聞くので、1回に2時間くらい取っている。1回目で調停が成立したり、あるいは手続を打ち切ることもあるが、だいたい二、三回くらい行っている。長いものになると1年くらい行うものもある。

調停の時間が延びることはあるのか。

調停の時間が延びることはある。時間を延長する場合は、当事者の了解を得て行っている。

土曜、日曜、祝日や夜間の対応はあるか。

全国的にはないわけではないかと思うが、多くの庁では対応していない。

調停は、申立人が裁判所に来て、相手方と交渉するのか。もし、相手方が調停制度を利用しないと行った場合は、そこで手続は終わりになるのか。

申立人から調停の申立てがあれば、裁判所はその申立書副本を相手方に送るが、相手方が応答しない、裁判所にも来ないときは、調停は打ち切っている。

相手方が複数いるようなケースもあるのか。

それほど多くはないが、相手方が複数いるケースはある。

調停委員に任期はあるのか。

任期は2年だが、再任は可能で、経験を積んでいただくということで、少なくとも数年はやっていただくことを念頭に置いている。

調停費用として、これくらいの回数の調停を行えば、いくら費用がかかる

といったことは、前もって当事者に言うのか。

どれくらい費用がかかるということは、こちらからは特に説明していないと思う。

今回の模擬調停のようなケースだと、申立手数料として収入印紙が1000円、予納郵便切手が800円程度で申立てができる。

今回の模擬調停のようなケース、例えば、18万円の支払を求めるケースで弁護士に頼むと赤字だと思うので、弁護士としては、相談者には自分で手続をするようアドバイスしている。相談者は費用のことを気にしているので、できるだけ明確に回答するようにしている。

申立書の書式があれば、自分で申立てができる。法テラスなどにきちんと相談して、後の手続を自分ですれば、調停は利用しやすいと思う。

貸金など定型的なものであれば、申立ての用紙を備え置いており、定型でないものであっても、職員がある程度事情を聞いて、こういう内容ですかと確認しながらアドバイスすることもある。本人が申立てをするのに苦労することがないようにしている。

申請の様式をホームページからダウンロードすることができれば、利用者が増えるかもしれない。

最高裁判所もホームページを作成しており、申立書の様式はそこからダウンロードすることができるようになっている。ただし、調停の申立てといっても、いろいろな申立てがあり、単に数字を書き込めばよいということにはならないので、実際の内容については、ご自身でまとめていただくことになる。

事業者から売掛金を回収することができないといった相談があった場合、少額訴訟を案内することがある。

模擬調停が敷金返還のケースだったので、学生に教えたら案外利用するか

もしれないと思いながら聞いていた。もし大学を卒業する人が利用するとしたら、ここの裁判所で調停をすることになるのか。

民事調停をする裁判所は、民事調停法で決まっており、原則は、相手方の住所地を管轄する裁判所である。

学生は、卒業後、就職等で引っ越す場合があるが、当事者間が遠距離である場合、調停はどうなるのか。

調停は、同じ場に出席して話し合いをするのが原則なので、遠方になってしまった場合は、どちらかに遠くへ行ってもらう必要がある。昨年から電話会議を利用することができるようになったが、電話の向こうの相手と話し合いをするのはなかなか難しく、利用できるのはかなり限定的だと考えている。

電話というのは、音声しか使わないのか。

音声のみのやり取りである。

音声のみだと、電話の相手がその人かどうか分からない。相手の顔を見ることができるようなのは使えないのか。

テレビ会議も利用できないことはないが、そこまでの設備が各裁判所に整っているわけではない。本人の確認ができないということも電話会議を利用することに消極的な理由の一つになっていると思う。

配布資料で調停事件の種類を分類しているが、これは、民事調停法にある事件による分類で、社会の実態を反映していないと思う。

いわゆるADR法の施行後、行政や民間団体等、司法の外に法的な問題を解決する仕組みができています。だから、裁判所の外の機関で解決できなかった紛争を民事調停の場に呼び込むためのメニューを考えていかなければならないと思う。

県の消費生活センターには、一定の資格を持った専門の相談員がいる。相談員で解決しない場合、従来は、弁護士など法律の専門家をお願いしていた

が、最近では、企業、業界団体が行っているADR、例えば、住宅のADRとか、自動車のADRなどの利用が増えている。消費者相談もどんどん専門的になっており、我々のレベルではちょっと手に負えないというものは、技術的な専門の方と法律的な専門の方がそろっているADR、非常にレベルの高い相談機関を紹介するというような仕組みをとっている。もともと消費生活センターには、手間暇、お金を掛けたくないという方が来られるわけだが、消費者サイドに立ってフォローするというのが基本にあるので、相談者にいろいろなフォローをしていただけるような機関を紹介している。

社会が複雑になっている今、利用者にとっては異業種の専門家同士が一緒になって解決する仕組みが一番有り難いのだと思う。

民事調停についてのデータ収集とデータ解析が少ない段階では、なかなか意見も言いづらい。業務レベルで情報を収集し、データをとって分析していただければ、もう少し見えてくるのではないだろうか。

裁判所は、もっといろいろなパターンをホームページからダウンロードできるようにしていく必要がある。弁護士や司法書士のところに行かなければ自分では手続ができないというのでは、大変なのではないかと思う。

裁判所のホームページは、コンテンツが裁判所組織と法制度にのっとった並びになっていて、ユーザー目線になっていない。こういう困ったことがあるときに何をすればいいのか、どういう手段があるのかという形で進むことができない。こういう困ったことがあったら、こういう選択肢がありますよといったお困りごとポータルサイトみたいなコンテンツがあってもいいのではないかと思う。

商工会議所としても、いろいろな団体と連携しながら、会員の問題解決につながるような仕組みを考えていく必要があると感じた。

紛争解決手続がたくさんある中で、裁判所の強みは二つあると思う。一つ

は、裁判所が呼び出せば相手が来てくれる可能性が高まること、もう一つは、コストが極めて低廉であることである。裁判所は、こういった点をピーアールしたらいいと思う。

一般的に、裁判はお金がかかるというイメージがある。比較的安い費用で紛争を解決することができるということを知らない人が多いと思うので、まずこの点をピーアールしたらいいのではないか。

以 上